

# 四日市市立保々中学校部活動指導方針

## 1 部活動に関する基本的な考え方

### (1) 部活動の意義

心身ともに大きく成長する中学生期において、興味・関心のあるスポーツや文化的活動で、仲間とともに一つの目標に向かって取り組むことのできる部活動は、非常に教育的効果の高い活動である。大会やコンクール等に向けて努力することは、困難に打ち勝とうとする強い精神力を養ったり、心・技・体を向上させたりするなど、部活動が担う役割は大きいものである。

また、異学年が目指す目標を一つにして集団を形成し取り組む部活動は、仲間づくりの視点からも効果的であり、コミュニケーション力の育成にも大きな役割を果たすといえる。

このように、部活動の果たす役割は大きく、中学校における学校教育活動に欠かすことのできないものとなっている。

### (2) 部活動の位置づけ

中学校の部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

#### ○中学校学習指導要領（平成29年3月公示）【抜粋】

##### 第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

##### 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

##### 第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

##### 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

(6)第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの、その教育的効果から、教育課程との関連を図り取り組むことが求められている。

### (3) 学校教育目標

教育目標：心身ともにたくましく豊かな人間性と実践力を持った生徒の育成

目指す生徒像：「今」を未来につなげられる子

### (4) 部活動目標・活動方針

「豊かな感性」

- ・自分の興味、特性を知り、自己を伸ばす。(だいすき)
- ・場に合わせた行動(あいさつ、マナー、協調性)を身に付け、仲間と高めあう。(つながる)

「やり切る態度」

- ・活動に目標をもって計画的に取り組む力を養う。(じっくり)
- ・自分で選んだ活動を自ら進んで取り組む。(やってみる)

「生きぬく基礎」

- ・基本的な生活習慣(生活リズム)の定着と社会性(ルール)の育成を図る。(すこやか)
- ・心身の発達を促し、健康的な生活を構築する姿勢を養う。(まなぶ)

## 2 具体的な指導

### (1) 本校の設置部活動

軟式野球部	男女
陸上部	男女
ソフトテニス部	男女
卓球部	男女
剣道部	男女
バレーボール部	女子
バスケットボール部	女子
文化部	男女

### (2) 部活動計画の作成

顧問は、部活動の年間活動計画及び月間活動計画を作成し、生徒や保護者に提示する。

#### ① 年間活動計画の作成

- ・年間を見通してどの時期にどのような活動を行うかを明確にし、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。校長への提出し、生徒・保護者への提示は4月中に行う。
- ・参加する大会やコンクール等は、教育的意義や生徒及び部活動顧問の負担の観点から、年間を通して精査し、参加することが望ましい。

#### ② 月間活動計画の作成

- ・年度当初に提示した年間活動計画をもとに月間活動計画を作成し、校長に提出して承認を受け、生徒・保護者に提示する。校長への提出及び生徒・保護者への提示は前月中に行う。

### (3) 休養日・活動時間の設定

休養日及び活動時間については、生徒及び教員の健康面を考慮し、以下の通りとし、各校において確実に実施するものとする。

**【休養日】 1週間のうち、少なくとも2日を休養日とする。うち、1日は土日に設定をする。**

① 平日の休養日について

- ・平日に設ける休養日については、学校で定めた部活動停止日（職員会議、校内研修会等）と兼ねることができる。ただし、定期テスト前の部活動停止期間のまとめ取りによる設定は認めない。（確実に週2日間の休養を取らせる）
- ・平日の休養日は学校単位で決定することが望ましいが、活動場所の関係から、部活動単位で決定することも可とする。
- ・休養日は計画的に設定するが、屋外で活動する部活動が雨天のため、急きよその日を休養日に変更することはやむを得ないものとする。

② 土日の休養日について

- ・大会やコンクール等の前週の土日の活動については、生徒及び教員の健康面を十分配慮した上で、実施することを可とする。ただし、校長の承認を得るとともに、大会やコンクール等終了後に代替休養日を設けること。
- ・3日以上の日が連続する場合は、2日に対して1日の休養日を設定すること。

③ 長期休業中の休養日について

- ・1週間のうち、2日を休養日とする。

**【活動時間】**

① 平日の活動時間について

- ・放課後の練習は、2時間以内とする。やむを得ず活動時間が2時間を超える場合は、校長の承認を得ること。ただし、実施においては、生徒及び教員の健康面を十分配慮すること。
- ・朝練習を実施する場合は、説明会や文書等において、その意義や効果等を保護者に説明し、十分な理解を得ること。練習開始時間は、7時30分以降とする。なお、回数については、週3回までとする。

② 週休日及び休日（長期休業期間を含む）

- ・原則、4時間以内とする。
- ・活動内容（大会・練習試合・コンクールへの参加など）により、活動時間が4時間を超える場合は、平日放課後と同様の対応とする。

#### (4) 事故防止と安全管理

##### ① 適切な休憩時間の設定

オーバーワークにならないよう、適宜休憩時間を確保するなどし、生徒の健康面に配慮した活動の計画的な実施に努めること。少なくとも1時間に1回以上の休憩時間を設けることが望ましい。

##### ② 活動スペースの確保

活動中の事故未然防止に向け、活動スペースを十分確保し、危険な行動をとることがないように、指導を徹底すること。

##### ③ 施設・用具等の点検

活動場所や施設、用具等の安全点検を毎月1回実施すること。使用頻度の高い施設や用具については、毎月複数回点検を実施することが望ましい。

##### ④ 事故発生の場合

万が一事故が発生した場合は、救急車を要請するなど、生徒の人命を最優先した対応を取ること。

#### (5) 保護者・地域との連携

- ① 部活動の方針や活動日程などを年度当初に丁寧に説明し、理解を得ること。
- ② 学校ホームページや部活動便り等を有効活用し、部活動の様子を定期的に保護者に発信し、理解を得る工夫をすること。
- ③ 部活動を運営する上で、経費の必要性が生じた場合は、事前に保護者に文書等を配付するなどして理解を得ること。
- ④ 対外的な活動（練習試合、大会、コンクール等）については、保護者への応援依頼を積極的に行うこと。
- ⑤ 活動中に生徒に問題が発生した場合、家庭訪問等により丁寧に説明をすること。
- ⑥ 活動中の怪我については、軽いと考えられる怪我でも、家庭訪問等により丁寧に説明をすること。
- ⑦ 部活動を持続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じて各種団体と連携を図り、部活動に取り組むことが望ましい。また、地域との連携を図った部活動の実施について、保護者に理解と協力を促すよう努めること。

#### (6) 合同チームの取り組み

- ① 自校だけでチームとして、対外試合等に参加できない場合は、他校と合同チームを組み、活動することができる。ただし、その場合は、校長の承認を得ること。
- ② 他校と合同チームを組む場合は、日常における活動日及び活動場所を顧問間で調整し、決定については校長の承認を得ること。
- ③ 他校と合同チームを組む場合は、部員や保護者の思いを必ず掌握し、理解を得よう努めること。
- ④ 合同チームを組む場合は、大会やコンクール等への出場について、その可否を事前に主催者に確認すること。

- ⑤ 合同チームが自校を離れて活動を行う場合、移動中の事故等に十分注意すること。万が一事故があった場合は、保護者への連絡や救急車の要請など、適切な対応を取ること。

### 3 その他の留意事項

(1) 部活動の運営、指導について

内容についての基本原則
○原則として顧問がついて指導に当たる。
○ミーティングによる活動の自己点検を行なう。
○保護者との連絡を密にし、理解、協力を深める。

(2) 活動時間について

①<部活動終了時間>

月・曜日	月 ~ 金
4月	17:30
5月~7月	18:00
9月1日 ~ 9月22日	17:30
9月23日 ~ 10月7日	17:15
10月11日 ~ 新人戦	17:00
新人戦後 ~ 11月4日	16:45
文化祭後 ~ 1月	16:30
2月	17:00
3月	17:15

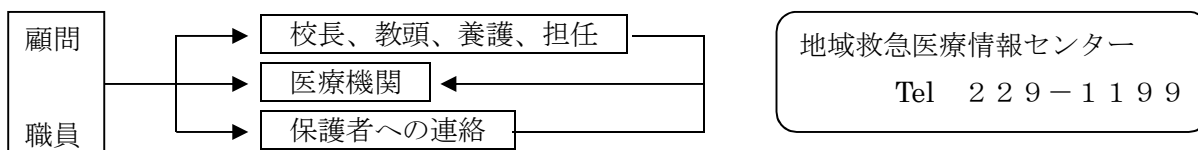
※終了後 15 分以内に下校を完了する。

日暮れを考慮して下校時間を設定しているため、素早く下校させる。身を守るため。

- ②開始時刻
- ・基本的に、学活終了 20 分後または、放課後学習終了 10 分後とする。
  - ・学級の係り活動をする場合は、部活開始までに顧問に報告する。
- ③長期休業中の活動は、顧問裁量により、原則半日練習とする。ただし、大会、練習試合はこのかぎりでない。
- ④土曜、日曜、祝日は顧問裁量とする。必ず顧問指導のもと練習を行う。
- ⑤朝の部活動は 7:30~8:10 までの時間帯の中で、顧問がつける時間とする。  
(鍵の貸し出しは 10 分前~、顧問がいる場合のみ可) ※朝練をする場合は、週 3 日までとする。

(3) 活動中における事故発生について

①事故発生時における対応と連絡



- ②活動中および活動以外の場所で、いじめ、暴力等、生活指導上の問題が発生した場合は、顧問、生指、担任で、その日のうちに指導、対応にあたる。

(4) 活動における確認事項

①顧問不在における活動について

- (a) 原則として校内に緊急対応可能な教職員がいる場合は活動を実施する。
- (b) 部活動を中止する場合は教育計画にしたがって決定する。

基本的には次の期日は、部活動をしない。

- ・月曜日の放課後
- ・定期テスト期間中（中間5日前、期末1週間前）
- ・年末年始（12/29～1/3）
- ・行事期間で、担当者の要請で、職員会議で承認された期日。
- ・学校休校日

- (c) 出張、年休、会議等で顧問不在の場合、活動内容を指示しておくこと。また、グラウンド、体育館で他の顧問にその旨伝えておく。

②日曜日、休日、休業中の活動は顧問不在の場合は禁止する。

③校舎内のトレーニングについて

- (a) 体育館シューズで行う場合、活動前後に、必ずシューズの裏を拭くこと。
- (b) 床面保護、生徒の安全面から、ランニングやダッシュ等は避け（禁止）、柔軟、筋力トレーニング中心の内容にする。（顧問の判断で、やわらかいボールを転がしてのトレーニングなど、床のことと、生徒の安全面に十分注意して行う）
- (c) 階段のかけあがりについては、顧問の指導のもと十分に気をつけて行なってもよい。
- (d) 必ず教師の指導のもと練習する。
- (e) 場所については使用したい顧問同士の話し合いで決定する。
- (f) 窓を開けたら、各部活で責任もって閉めて帰る。

(5) 更衣について

- ①更衣は、部室、または顧問の指導のもと定められた場所で行う。
- ②部室、教室に私物を置かない。ただし、部で管理できるシューズ等は顧問の判断で部室保管は認める。
- ③部室および施設、設備の管理、清掃は当該の部が責任をもって実施する。
- ④部室内での飲食等、違反があった場合は、職員で協議の結果、使用を禁止する。
- ⑤部室の割り当て

④北

④南

卓球男	卓球女	テニス女	野球	陸上女	陸上男	テニス男	テニス男
-----	-----	------	----	-----	-----	------	------

○剣道…武道場

○バレー・バスケ…体育館学校体育倉庫

- ⑥教室のロッカー内で保管できない部活の道具については、部室等で管理し、教室内に持ち込まない。（たとえば、バット、竹刀、ラケット、体育で使わないシューズ、グローブ、ユニフォームなど）

(6) 活動、練習試合における生徒引率について

- ①練習試合は原則、顧問引率とする。自転車で行く場合はヘルメットを貸し出す。

②移動時の飲食は厳禁。会場でのみ飲食可とする。

(7) 服装について

①練習時の服装は、原則は学校指定の体操服とする。それ以外は、部で統一された服装を練習着として顧問が認めるものとする。

※練習着については顧問としての良識ある指導をお願いします。ファッションとしての意義は経済的格差、辛い思いをする生徒を生み出すこととなります。この事を常に念頭において指導する。

②個人持ちのTシャツは白でワンポイント程度のものであるとする。

(※体育の授業で、一番上での着用は不可)

③大会、練習試合の行き帰りは、部で統一された服装とする。

④冬季には、学校指定のウィンドブレーカーの着用を認める。

<着用規定>登下校時、外掃除、クラブ活動時、教師が認めた校内行事、授業

(8) 部活動における体育館の使用規定

体育館の割り当て

バスケット、バレー、卓球の顧問で話し合って決定・・・取りまとめ役：阿部

(9) 入部、退部について

①原則として、全員クラブ制とする。(平成26年度より改訂、30年度一部変更) ※別紙参照

但し、場合により「部活動加入免除」を認めることがある。

<改訂内容>「部活動加入免除」の手続きについて

原則、「部活動全員加入制」だが、「4. 認定のおもな条件等」に見合い、保護者からの申し入れがあった場合は以下の手続きにより、状況によっては「部活動加入免除」を認める。

① 文書(資料1「部活動加入免除許可願い」)により、生徒及び保護者が申請をする。

② 担当教員等で協議し、校長が決定する。

③ 結果を本人、保護者に伝える。認められる場合は、許可証を発行する。

④ 部活動加入免除生徒の担当は教頭先生とする。

(学校活動において部活動単位で活動するときなどは教頭先生から指示を受ける。)

<認定のおもな条件等>

①活動が週3日以上であること(1つの活動に限らない。ただし学習塾的な活動は除く。)

②部活動を行うことが実質的に困難であると判断されること

③下校は速やかに行い、自宅及び別途申請活動場所にて申請した活動を行うこと

④免除許可の期間は許可証を発行した年度末までとし、免除許可申請は年度ごとに行うこと

※状況が変わり、上記の条件が満たされなくなった場合は、許可を取り消す

②新1年生の入部については、部活見学、仮入部をへて、クラブミーティングをもって正式入部とし、部員としての活動を実施する。

野 球 ( 3 A )	バスケット ( 3 B )	ソフトテニス女 ( 調理室 )
ソフトテニス男 ( 理科室 )	剣 道 ( 1 B )	文 化 ( 美術室 )
バレー女 ( 2 A )	卓 球 ( 学習2 )	
陸 上 ( 2 B )		

↑クラブミーティング(食事)の場所

③原則転部は認めない。ただし、やむを得ない場合のみ認める。

※転部は年度始めとするが、1年生の場合、その限りではない。

④転部する生徒は保護者の同意を必要とする。

⑤転部する生徒は、顧問（前年度、受入れ先）と担任の指導を受け、納得のうえ移動する。（本人にとって望ましければ、運動部から運動部、文化部から運動部への移動も可）

#### （10）その他

①部活動の運営指導において生活指導上の問題が発生した場合は、顧問、生指、担任で協議し、対応する。

例) いじめ・暴力・器物破損・喫煙・飲酒・下校時間の不徹底・部室管理など

②部活時間内（行き帰りも含む）における部員の不祥事（買い食い等）については、顧問を交えたミーティングを実施し、自分たちでその処分、解決方法を考える。

なお、不祥事を起こした生徒が2クラブ以上にいる場合、クラブ間で処分に格差のないようにする。また、内容、対応については、顧問から全職員に報告されなければならない。

③部活動は、社会教育活動を妨げない。本人の希望を優先し、うまく折り合いをつけていく。

④卒業記念品については色紙程度とする。（色紙は学校でまとめて購入）

⑤飲料水のスポーツドリンクについて、土日祝日についてはスポーツドリンクを認める。平日は水かお茶のみとする。